

北大谷斎場LED照明設備リース仕様書

1. 目的

四日市市北大谷斎場の既存照明器具をLED照明に取り替え、照度の確保及び消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、「北大谷斎場LED照明設備リース」に適用する。

3. 適用規格及び参考規格等

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) 電気用品安全法(PSE)

※日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(2) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通称産業省令52号)

(3) 公共建築改修工事標準仕様書

(4) 公共建築設備工事標準図

(5) JIS規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具-第1部:安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具-第2-1部 : 定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具-第2-2部 : 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具-第2-22部 : 非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具-第3部:性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具-第5部:配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置-第2-7部 : 非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置-第2-13部

：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項

J I S C 8 1 5 2 - 1 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法
－第1部：LEDパッケージ

J I S C 8 1 5 2 - 2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法
－第2部：LEDモジュール及びLEDライト
エンジン

J I S C 8 1 5 2 - 3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法
－第3部：光速維持率の測定方法

J I S C 8 1 5 3 LEDモジュール用制御装置－性能要求事項

J I S C 8 1 5 4 一般照明用LEDモジュール－安全仕様

J I S C 8 1 5 5 一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(6) J I E G - 0 0 1 「照明学会・技術指針照明設計の保守率と保守計画」第3版

(7) 日本建築センター『建築設備耐震設計・施工指針2014年版』

4. 契約概要

(1) 設置場所

四日市市北大谷斎場（四日市市大字松本字北大谷1986番地1）

(2) 賃貸借物品

LED照明器具本体及び付属品、その他取り付けに必要な資材等

(3) 実施設計及び設置工事期間

契約締結の日 から 令和7年12月31日

(4) 賃貸借期間

令和8年1月1日 から 令和17年12月31日

(5) 施工場所

施工範囲図面による

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸人（以下「受注者」という。）は、契約期間終了時、設置した器具等を賃借人（以下「発注者」という。）に無償で譲渡すること。

5. 履行内容

- (1) 設計図書作成
- (2) LED照明器具等の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）
※ 別添「照明器具一覧」相当の器具等を調達すること。
- (3) 既設照明器具の撤去及び処分
- (4) LED照明器具等の設置（施工）
- (5) 取り替えたLED照明器具等の保守

6. 照明器具等の仕様

- (1) 使用するすべての照明器具等はJIL5004「公共施設用照明器具」（以下、「公共施設用照明器具」という。）を使用すること。ただし、公共施設用照明器具の設定のない器種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。
なお、設置するLED照明器具等は、複数メーカーの製品を設置することも可とする。
- (2) LED照明器具本体及び付属品等は、新品（未使用）であること。
- (3) 照明器具は本体を含めた更新とし、ランプのみの交換は不可とする。
- (4) 照明器具には、LED球、ユニット等を含むこと。
- (5) ISO9001（品質）の認証取得工事で製造していること。
- (6) ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (7) 照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。また、設置前
に出荷証明書の写しを提出すること。
- (8) 照明器具等には、本契約の借上物品であることが判別しやすいように、以下の項目を
ラベル等により表示すること。
 - ・設置業者名
 - ・賃貸借期間
 - ・賃貸借物品であることの記載
- (9) 埋込照明器具は必要に応じてリニューアルプレート等を設置すること。
- (10) 既設機器とのサイズの違いによる壁または天井等の補修、開口加工、隙間埋め等は
本契約に含む。
- (11) 既設器具の撤去跡については、既設同等材料を用いて適切に補修すること。
- (12) LED一体化ベースライトについては、ライトユニットが取り外し可能なものと

すること。

- (13) 事務室、会議室等すべての室の照度計算書、照度分布図を作成し、必要照度を満たす照明器具を選定すること。

なお、各室の照度の下限値については、下表のとおりとすること。(JIS 照明基準総則)

室名	設計照度 E [lx]
入口エントランス、ロビー	100
事務室、会議室、待合室、式場	500
廊下、炉裏	100
階段	150
喫茶、売店	300

※表に記載のない室については、既設の照度と同等とする。

- (14) 事務室、会議室における照明器具については、既設の状況の個数に合わせて、照度は既設と同等とすること。
- (15) 照明器具の設置においては、適切に落下防止措置を講じること。
- (16) 光源(LED)寿命は40,000時間以上、LED高天井照明については60,000時間(光束維持管理85%以上)以上の製品とすること。
- (17) LED高天井照明は、原則として躯体に直接固定し、かつ、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。
- (18) 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品(ガード、センサー等)を設置すること。
- (19) 屋外照明において、鋼製ポールを再利用する場合は、ポールの塗装も行うこと。また、必要に応じて街路灯アダプターを設置すること。

7. 設置(施工)仕様

- (1) 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。
- (2) 施設管理者と施工日時、安全管理、養生等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。また、工事の時間帯については夜間、休日も含め、状況に応じて施設管理者と調整すること。
- ・年間7日(奇数月及び1月1日、2月)の休場日以外、常に稼働しているため、騒音・振動を伴う作業は原則として施設の利用者が少ない時間帯または休場日に行うなど、

施設運営の妨げとならないよう配慮すること。

・夜間作業においても近隣住民の迷惑とならないよう十分な対策を講じること。

- (3) 工事期間中は、施設利用者の安全確保に努めること。
- (4) 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
- (5) 大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
- (6) 敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
- (7) 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
- (8) 現場調査、回路調査等を十分に行うこと。
- (9) 受注者は履行場所の現場調査を行い、各室における必要照度が確保できるよう、照度計算を行ったうえで照度計算書、照度分布図、設計図書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 本契約における施工は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）の最新版に準じて施工を行うこと。
- (11) 照明器具の取り付けに際しては、(10)に基づき、つりボルト等を適切に施工すること。なお、既設照明器具につりボルト等が設置されていない場合においても、本契約において施工すること。
- (12) 照明器具の取り付けにあたって必要となる足場は本契約において設置すること。
- (13) 工事写真の撮影方法については、「工事写真の撮り方建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に準拠し、事前に撮影対象、撮影箇所を発注者と協議すること。
- (14) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (15) 施工前に、施工計画書（工程表、施工体系図、安全管理計画、使用材料届等を含む）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (16) 工事期間中、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険に加入し、証書の写しを提出すること。
- (17) 監督職員が指定する場所、時間における照度を測定し報告書を提出すること。
- (18) アスベストが含有されている部位の施工にあたっては、適切な工法及び処理方法を用いること。
- (19) アスベストの運搬及び処分に係る費用は受注者の負担とし、適切に処分を行うこ

と。

(20) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については速やかに搬出を行い、関係法令を遵守し、適正に処理すること。また、マニフェストの写しを提出すること。

(21) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行うこと。また、工事着手までに下請届を提出すること。

- ・公告日時点で最新の四日市市請負工事入札参加資格者名簿(以下、工事名簿という。)の「電気工事」に登録されており、当該「電気工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有すること。
- ・四日市市内を所在地とする本店で名簿に登録されていること。
- ・工事名簿において「電気工事」の総合点が800点以上であること。
- ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること
- ・工事名簿において「電気工事」における完成工事高が50,000千円以上であること。
- ・施工に際し、現場を司るものとして、電気工事施工管理技士(工事名簿に登録された国家資格者に限る)を適正に配置すること。

8. 物品の保守等

契約期間中、器具等の不点灯や規定された光束維持率未滿となる等の不具合が発生した場合は、受注者の負担により、速やかに物品の取替え、修理等(調査、交換作業等を含む)を行うこと。ただし、その不具合の発生原因が、故意又は過失による損害、暴動による損失、地震等不可抗力によるものは除く。なお、受注者は新価特約付動産総合保険に加入し、その適用範囲に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。

9. 物品の移動

発注者が照明器具等の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で、発注者の責において物品を取外し、再設置及び調整を行うこと。また、変更後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

10. 成果品の納品

受注者は賃貸借物品の設置期限までに、以下を提出すること。

- ・完成図書（照度計算書、照度分布図、試験成績書、完成図面、設置機器一覧表、設置機器図面、出荷証明書、完成写真、工事写真等）
紙図面1部及び電子データ（図面データはJWCAD及びPDF形式）によるCD-R形式1部
- ・保険に関する書類1式
- ・その他発注者から指示した事項

11. その他

- (1) 賃貸借期間の開始は、全ての機器等の設置が完了し、検査に合格した上で、令和8年1月1日からとするが、設置した箇所から順次、仮使用を認めるものとする。なお、仮使用期間中に器具等の不具合が発生し、その原因が受注者にあるときは、受注者の負担で物品の修繕等を実施すること。
- (2) 賃貸借料は、令和7年度から令和17年度の各年度における、6、9、12、3月末日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）に請求することとする。各回の支払額については、契約金額（税抜）の40分の1の額（千円未満の端数切捨）に消費税及び地方消費税額を加えた額とし、未払い金額が生じる場合は、最終支払い時に請求することとする。
- (3) 入札にあたっては、必ず現地調査を行うものとする。
その日程は、四日市市生活環境課（059-354-8191）へ事前に連絡のうえ調整することとする。
- (4) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定することとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。